

応用生態工学会 令和 6 年度 臨時総会 資料

開催日時:2023 年 6 月 20 日(木)

資料目次

- 資料－1 学会規約の改正（解散に関する条項の追加等）の件
- 資料－2 本会解散の件
- 資料－3 清算人の選任の件
- 資料－4 2023 年度（令和 5 年度）決算報告
- 資料－5 2023 年度（令和 5 年度）監査報告
- 資料－6 一般社団法人応用生態工学会の定款（最終案）
- 資料－7 一般社団法人応用生態工学会への会員の移行と会員規程
- 資料－8 その他（一般社団法人設立後に策定を予定する諸規程）

《添付資料》

- ・ 役員名簿(第 14 期)
- ・ 規約、規約細則

応用生態工学会 令和6年度 臨時総会 議事次第 (案)

1 審議事項

1－1	第1号議案	学会規約の改正（解散に関する条項の追加等）の件……………	3
1－2	第2号議案	本会解散の件……………	4
1－3	第3号議案	清算人の選任の件……………	5
1－4	第4号議案	2023年度（令和5年度）決算・監査報告の件……………	8
		（1）2023年度（令和5年度）決算報告……………	8
		（2）2023年度（令和5年度）監査報告……………	21

2 報告事項

2－1	一般社団法人応用生態工学会の定款（最終案）について……………	22
2－2	一般社団法人応用生態工学会への会員の移行と会員規程について……………	38
2－3	その他（一般社団法人設立後に策定を予定する諸規程）……………	43

1 審議事項

1-1 第1号議案 学会規約の改正（解散条項の追加）の件

資料-1

令和5年9月22日に開催された応用生態工学会第27回総会において、第4号議案「一般社団法人への移行案」が議決されたことをうけ、現在の任意団体の応用生態工学会を解散するとともに、これを一般社団法人応用生態工学会に承継させることとしている。

もっとも、現在の応用生態工学会規約あるいは規約細則においては、組織の解散に関する規定が存在しないため、学会規約の改正を行い、総会の議決事項（第15条）に解散を追加するとともに、解散及び清算に関わる条項（第22条）を新たに追加することを提案する。

改正前後の学会規約条文の比較表を以下に示す。

改正前後の学会規約条文の比較表（下線は変更部分を示す）

改正後	改正前
第15条 総会は正会員により構成され、次の事項を議決する。 (1) 事業計画及び事業報告 (2) 予算、決算 (3) 役員の選出 (4) 規約の改正 (5) <u>解散</u> (6) <u>その他理事会で必要と認めた事項</u>	第15条 総会は正会員により構成され、次の事項を議決する。 (1) 事業計画及び事業報告 (2) 予算、決算 (3) 役員の選出 (4) 規約の改正 (5) その他理事会で必要と認めた事項
<u>(解散及び清算)</u> 第22条 本会は、次の事由によって解散する。 (1) <u>総会において、解散が議決されたとき</u> (2) <u>本会の後継団体となる一般社団法人その他の団体が設立されたとき</u> (3) <u>正会員が欠けたとき</u> <u>2 前項の規定により解散した後の清算手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第206条から第241条の規定を準用する。</u>	(新設)

令和5年9月22日に開催された応用生態工学会第27回総会の第4号議案「一般社団法人への移行案」が議決されたことをうけ、現在の任意団体の応用生態工学会を令和6年6月30日をもって解散する旨の決議を本総会において行うことを提案する。

また、任意団体の応用生態工学会の解散日時点の資産および負債、権利については、令和6年7月1日に設立予定の一般社団法人応用生態工学会にすべて承継させることを提案する。

令和6年6月30日をもって本会が解散した後、一定期間をかけて清算手続が行われることとなり、清算手続においては清算人が選任される必要がある。そこで、前幹事長で理事の北村匡氏、監事である西 浩司氏及び鳥居 敏男氏の3名を清算人に選任することを提案する。

なお、任意団体の応用生態工学会の収益事業は、令和6年6月30日をもって停止し、同日付で収益事業廃止届出書を税務署に届け出る予定である。また、一般社団法人応用生態工学会への無償譲渡については、一般社団法人応用生態工学会名での銀行口座開設後、別紙-1に示す寄付契約書（案）に基づき実施する予定である。また、学会活動が円滑に継続できるように、一般社団法人応用生態工学会においては、令和6年7月1日の設立後速やかに収益事業開始等届出書を税務署に届け出る予定である。

寄附契約書（案）

応用生態工学会（以下「甲」という。）及び一般社団法人応用生態工学会（以下「乙」という）は、甲に帰属する財産の乙への寄附（無償譲渡）に関し、以下のとおりの契約を締結する。

（目 的）

第 1 条 本契約は、甲が、甲においてこれまで実施された事業の用に供された財産その他の甲に帰属する財産（以下「本件財産」という。）につき、これを乙に対して寄附（無償譲渡）することに関し、必要な事項を合意することを目的とする。

（寄附の合意）

第 2 条 甲は、令和 6 年 7 月 3 1 日限り、乙に対し、本件財産のうち第 3 条に定める額を寄附することとし、乙は、これを受けることを約する。

2 甲は、清算手続が完了した後に残余の財産があるときは、これを乙に対して寄附することとし、乙は、これを受けることを約する。

（寄附財産の額）

第 3 条 前条第 1 項に定める寄附財産の額は以下のとおりとする。

寄附財産額 金 円

（内訳） ※詳細は未定です

種 別	金 額（円）	内 容
現金		
預金		
未収金		
前払費用		
立替金		
仮払金		
什器備品		
電話加入権		
ソフトウェア		
保証金		
出資金		
合計 （寄附財産額）		

（寄附財産の引渡）

第 4 条 甲は、第 2 条第 1 項の寄附財産を、乙の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

2 前項にかかわらず、前項の寄附財産のうち現物財産については、第 2 条第 1 項の期日限り、乙の指定する方法により引き渡すものとする。

3 甲は、第2条第2項の寄附財産があるときは、これを乙の指定する期日限り、乙の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

(相殺の禁止)

第5条 甲は、前条第1項の支払債務又は前条第2項の引渡債務と乙に対する債権とを相殺することはできない。

(本契約の効力)

第6条 甲が第2条の期限内に同条所定の債務の履行をしないときは、本契約はその効力を失う。

(返還禁止)

第7条 乙は、甲に対し、寄附財産を如何なる理由においても返還しない。

(解散等の場合の取扱い)

第8条 乙が将来解散し、又は破産手続開始の決定を受けたときは、寄附財産の取扱いは、破産法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の関係法令及び乙の定款に定めるところによるものとする。

(協議事項)

第9条 本契約に関し、疑義が生じたとき、又は本契約に規定しない事項が生じたときは、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上で決定するものとする。

(合意管轄)

第10条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和6年 月 日

甲

東京都千代田区麹町4-7-5 麹町ロイヤルビル405号室

応用生態工学会

清算人

⑨

乙

東京都千代田区麹町4-7-5 麹町ロイヤルビル405号室

一般社団法人応用生態工学会

会長

⑨

1－4 第4号議案 2023年度（令和5年度）決算・監査報告の件

本会の2023年度（令和5年度）決算・監査報告を別添のとおり提出する。これにつき、規約第20条第4項に基づき、本総会にてご承認願いたい。

1-4-1 2023年度(令和5年度) 決算報告

資料－4

- 2023年度決算は、「寄附金口金額(126,313,194円)」を除き、通常の学会活動について決算書を作成し報告することとした。なお、財産目録、貸借対照表には寄付金口金額を含む全体額を示している。
- 2023年度決算は、収支差額1,056,760円の赤字となった。この赤字決算をもたらしたのは、収入決算額が執行見込み額に対し593,357円の増額であったものの、法人化に伴う弁護士等の顧問契約料など、支出決算額が1,650,117円の増額であったことによる。
- 収入決算額が593,357円の増額となった主な要因は次のとおり。

【減額となった主なもの】 単位:円

費目	執行見込み額	決算額	減	理由
会費収入	12,006,000	11,697,000	309,000	年度末正会員44名の減
助成金収入	2,400,000	1,970,000	430,000	地域講座の減
計			739,000	

【増額となった主なもの】 単位:円

費目	執行見込み額	決算額	増	理由
全国大会費	2,783,000	4,207,685	1,424,685	大会参加者・費用の増
小計			1,424,685	

4. 支出決算額が 1,650,117 円の増額となった主な要因は次のとおり。

【減額となった主なもの】 単位:円

費目	執行見込み額	決算額	減	理由
管理費	7,220,000	7,016,816	203,184	文具等消耗品の減
会誌編集費	2,300,000	1,954,168	345,832	冊子廃止(希望者)による印刷・ 発送費用の減
小計			549,016	

【増額となった主なもの】 単位:円

費目	執行見込み額	決算額	増	理由
会議費	550,000	698,442	148,442	対面会議の増
国際シンポジウム費	1,500,000	1,904,032	404,032	同時通訳費の増
全国大会費	2,733,000	4,015,377	1,282,377	近年実績不足による見込違い
その他費用	836,080	1,018,600	182,520	弁護士等顧問料の支弁等
前払い費用	0	606,839	606,839	2024 埼玉大会会場費
返金等（寄付金口座へ）	0	339,340	339,340	2022 遺贈金事務費清算額
小計			2,963,550	

5. 以上の状況を概括すると、会員数の減少による会費収入の減少、地域講座の減少による助成金の減額があるものの全国大会収入により増額となったが、国際シンポジウム・全国大会経費、法人化に伴う弁護士、税理士、司法書士との顧問料に加え 2024 埼玉大会会場費前払いなど支出が増額となり、2023 年度決算は、収支差額 1,056,760 円の赤字となった。

なお、全国大会会場費前払い費用、返金等(寄付金口座へ)を除くと 2023 年度決算は概ね収支均衡している。

6. 寄附金口(廣瀬利雄氏遺贈金)について

学会の通常活動経費とは別途管理している。

2024 年 2 月 23 日、廣瀬利雄元会長の功績、創設当時の問題意識、学会の歩みを振り返るとともに、これからの学会が進むべきあり方について考える「特別公開シンポジウム」を開催した。

2023 年度(令和 5 年度)の収支は以下の通りである。

【寄附金口(廣瀬利雄氏遺贈金)】 単位:円

	収入	支出	計	備考
2022 年度残金			126,377,510	
返金(学会口座)	339,340		126,716,850	2022 年度事務費清算残金
特別シンポ		290,950	126,425,900	会場費
特別シンポ		112,706	126,313,194	運営費(旅費・運搬費・手数料)
2023 年度残金			126,313,194	2024 年度へ繰越

2023年度予算・執行見込額・決算と近年の決算の推移 (寄付金口を除く)						
	2023年度			2022年度	2021年度	2020年度
費 目	予算	執行見込額	決算	決算	決算	決算
収入	18,937,880	18,947,880	19,541,237	14,341,064	18,456,506	13,234,170
1.会費収入	11,946,000	12,006,000	11,697,000	11,705,650	14,062,110	10,313,780
正会員会費	5,292,000	5,178,000	4,966,000	4,931,650	5,396,440	5,173,780
学生会員会費	154,000	228,000	231,000	174,000	166,000	140,000
賛助会員会費	6,500,000	6,600,000	6,500,000	6,600,000	8,499,670	5,000,000
2.雑収入	450,080	450,080	453,752	636,024	407,901	1,082,080
会誌別刷り収入	450,000	450,000	443,080	560,450	329,890	584,028
受取利息	80	80	192	154	77	79
その他	0	0	10,480	75,420	77,934	497,973
3.事業収入	4,133,000	4,083,000	5,379,185	437,870	3,399,085	183,170
大会費	2,783,000	2,783,000	4,207,685	0	2,135,000	0
大会(研究発表会)参加費	2,000,000	2,000,000	3,518,685	0	2,089,000	0
エクスカーシオン参加費	33,000	33,000	159,000	0	1,000	0
大会(懇親会)参加費	750,000	750,000	0	0	0	0
大会(企業展示)参加費	0	0	530,000	0	45,000	0
地域講座参加費	1,200,000	1,200,000	1,041,500	337,870	377,585	32,600
会誌等販売収入	150,000	100,000	130,000	100,000	886,500	150,570
会誌団体購読収入	150,000	100,000	130,000	100,000	140,000	110,000
会誌・テキスト等販売収入	0	0	0	0	309,000	40,200
その他事業収入	0	0	0	0	437,500	370
4.助成金収入	2,400,000	2,400,000	1,970,000	500,000	270,000	1,390,000
河川基金	1,000,000	1,000,000	1,300,000	0	0	1,000,000
助成金	1,400,000	1,400,000	670,000	500,000	270,000	390,000
寄付金	0	0	0	0	0	0
5.英文誌関連収入	8,800	8,800	41,300	61,520	317,410	265,140
LEE 購読料	8,800	8,800	41,300	61,520	317,410	265,140
LEE 広告掲載収入	0	0	0	0	0	0
6.遺贈金事務費収入	0	0	0	1,000,000		
廣瀬利雄遺贈金(事務費)	0	0	0	1,000,000		

	2023年度			2022年度	2021年度	2020年度
費 目	予算	執行見込額	決算	決算	決算	決算
支出	18,937,880	18,947,880	20,597,997	16,632,481	13,985,334	11,727,515
1.管理費	7,000,000	7,220,000	7,016,816	8,000,287	6,887,882	6,501,100
家賃			1,586,000	1,464,000	1,564,000	1,440,000
水道代・電気代			48,345	50,675	61,438	76,642
リース料(コピー機)			379,371	396,801	303,817	348,624
通信費			389,442	373,544	482,130	389,147
事務局旅費・交通費			262,933	144,724	93,555	29,984
文具消耗品費			348,527	395,460	266,039	442,540
事務局給与			3,600,000	4,200,000	3,708,710	3,400,000
顧問料(税理士費用)			108,900	108,900	108,900	107,800
支払手数料(Bizステーション)			165,880	163,218	175,273	147,415
租税公課			120,784	106,853	133,910	118,948
源泉所得税預かり金			0	△ 21,988	△ 10,890	0
雑費			6,634	18,700	1,000	0
廣瀬利雄遺贈金(事務費)			0	599,400		
2.事業費	11,779,080	11,569,080	12,406,142	8,149,962	6,889,886	4,279,215
会誌編集費	2,300,000	2,300,000	1,954,168	4,881,035	3,020,675	2,438,307
ニュースレター発行費	0	0	0	0	0	0
会員募集費	0	0	0	0	0	0
会議費	550,000	550,000	698,442	881,241	0	0
総会費	50,000	50,000	0	0	0	0
理事会費	250,000	250,000	629,020	713,197	0	0
幹事会費	250,000	250,000	69,422	168,044	0	0
委員会活動費	3,250,000	3,250,000	2,967,217	632,844	6,589,886	4,279,225
委員会関係費	3,050,000	3,050,000	2,767,217	632,844	3,020,675	2,438,307
普及・連携委員会費	1,000,000	1,000,000	847,830	522,570	0	0
活動費	300,000	300,000	447,830	272,570	0	0
地域イベント助成費	700,000	700,000	400,000	250,000	0	0
国際交流委員会費	1,600,000	1,600,000	1,904,032	0	0	0
活動費	100,000	100,000	0	0	0	0
国際シンポ経費	1,500,000	1,500,000	1,904,032	0	0	0
情報・サービス委員会費	50,000	50,000	0	0	311,419	401,007
活動費	30,000	30,000	0	0	311,419	401,007
ホームページ管理費	20,000	20,000	0	0	300,000	161,850
将来構想委員会費	10,000	10,000	0	0	0	41,850
技術援助委員会費	0	0	0	0	300,000	120,000
活動費	0	0	0	0	0	0
テキスト刊行委員会	280,000	280,000	0	0	0	0
活動費	180,000	180,000	0	0	0	0
テキスト刊行費	100,000	100,000	0	0	11,419	73,483
企画運営委員会	10,000	10,000	15,355	0	11,419	52,883
災害対応委員会	100,000	100,000	0	110,274	0	20,600
活動費	100,000	100,000	0	0	0	0
災害調査費	0	0	0	110,274	0	0
海外派遣費	200,000	200,000	200,000	0	0	0

	2023年度			2022年度	2021年度	2020年度
費 目	予算	執行見込額	決算	決算	決算	決算
大会費	2,733,000	2,733,000	4,015,377	171,730	2,078,511	409,452
公開シンポジウム	1,000,000	1,000,000	0	6,540	687,277	0
研究発表会	1,000,000	1,000,000	2,892,098	165,190	1,391,234	409,452
エクスカーショ費用	33,000	33,000	230,655	0	0	0
大会懇親会費	700,000	700,000	892,624	0	0	0
地域研究会費用	1,800,000	1,800,000	1,752,338	961,612	750,281	423,974
講座1費用(札幌)			465,441	4,660	60,910	56,643
講座2費用(仙台)			23,404	49,311	38,093	270,103
講座3費用(東京)			115,139	0	770	0
講座4費用(金沢)			816,160	68,582	59,650	26,330
講座5費用(大阪)			550	87,882	28,190	550
講座6費用(広島)			48,889	0	0	0
講座7費用(名古屋)			0	0	5,000	42,950
講座8費用(福岡)			171,775	99,248	330	5,560
講座9費用(福井)			0	38,880	0	0
講座10費用(富山)			66,364	68,506	556,898	21,398
講座11費用(松山)			0	0	0	0
講座12費用(新潟)			44,616	544,543	0	0
講座13費用(那覇)			0	0	440	440
講座14費用(長野)			0	0	0	0
講座15費用(岡山)			0	0	0	0
Hp整備費	600,000	100,000	0	0	429,000	606,485
その他費用(Zoom)	546,080	836,080	1,018,600	621,500		
3.英文誌関連費	158,800	158,800	167,600	471,200	475,600	484,400
英文誌購読料支払い	8,800	8,800	17,600	471,200	325,600	334,400
ICLEE事務局維持費	150,000	150,000	150,000	0	150,000	150,000
4.その他の支出	0	0	1,007,439	11,032	31,966	462,790
前払費用	0	0	606,839	0	0	426,900
源泉所得税預り金	0	0	61,260	0	0	0
返金等	0	0	339,340	11,032	31,966	35,890
当期収支差額	0	0	△ 1,056,760	△ 2,291,417	4,421,172	1,506,655

2023年度正味財産増減計算書（兼収支計算書）（寄付金口金額を除く）

自2023年4月1日 至2024年3月31日

収入の部

（単位＝円）

科目	2023年度 執行見込額 (A)	2023年度 実績額 (B)	増減の対比(A)- (B)	備考
1. 会費収入	12,006,000	11,697,000	309,000	
1) 正会員会費	5,178,000	4,966,000	212,000	
2) 学生会員会費	228,000	231,000	△ 3,000	
3) 賛助会員会費	6,600,000	6,500,000	100,000	
2. 雑収入	450,080	453,752	△ 3,672	
1) 会誌別刷り収入	450,000	443,080	6,920	
2) 受取利息	80	192	△ 112	
3) その他	0	10,480	△ 10,480	
3. 事業収入	4,083,000	5,379,185	△ 1,296,185	
1) 大会費	2,783,000	4,207,685	△ 1,424,685	
(1) 大会（研究発表会）参加費	2,000,000	3,518,685	△ 1,518,685	
(2) エクスカーション参加費	33,000	159,000	△ 126,000	
(3) 大会（懇親会）参加費	750,000	0	750,000	
(4) 大会（企業展示）参加費	0	530,000	△ 530,000	
2) 地域講座参加費	1,200,000	1,041,500	158,500	
(1) 講座1参加費	0	322,500	△ 322,500	札幌
(4) 講座4参加費	0	590,000	△ 590,000	金沢
(8) 講座8参加費	0	129,000	△ 129,000	福岡
3) 会誌等販売収入	100,000	130,000	△ 30,000	
(1) 会誌団体購読収入	100,000	130,000	△ 30,000	
(2) 会誌・テキスト等販売収入	0	0	0	
(3) その他事業収入	0	0	0	
4. 英文誌関連収入	8,800	41,300	△ 32,500	
1) LEE購読料	8,800	41,300	△ 32,500	
5. 助成金収入	2,400,000	1,970,000	430,000	
1) 河川基金	1,000,000	1,300,000	△ 300,000	
2) 助成金	1,400,000	670,000	730,000	
3) 寄付金	0	0	0	
6. 遺贈金事務費収入	0	0	0	
1) 廣瀬利雄遺贈金(事務費)	0	0	0	
当期収入合計	18,947,880	19,541,237	△ 593,357	

自2023年4月1日 至2024年3月31日

支出の部

(単位＝円)

科 目	2023年度	2023年度	増減の対比(A)－ (B)	備考
	執行見込額	実績額		
	(A)	(B)		
1. 管理費	7,220,000	7,016,816	203,184	
1) 家賃	－	1,586,000	－	
2) 水道代・電気代	－	48,345	－	
3) リース料(コピー機)	－	379,371	－	
4) 通信費	－	389,442	－	
(1) ひかり電話	－	81,007	－	
(2) インタネット	－	78,011	－	
(3) 携帯電話	－	38,255	－	
(4) 郵送・宅配等	－	192,169	－	
5) 事務局旅費・交通費	－	262,933	－	
6) 文具消耗品費	－	348,527	－	
7) 事務局給与	－	3,600,000	－	
8) 顧問料(税理士費用)	－	108,900	－	
9) 支払手数料(Bi z ステーション)	－	165,880	－	
10) 租税公課	－	120,784	－	
11) 源泉所得税預かり金	－	0	－	
12) 雑費	－	6,634	－	
13) 廣瀬利雄遺贈金(事務費)		0		
2. 事業費用	11,569,080	12,406,142	△ 837,062	
1) 会誌編集費	2,300,000	1,954,168	345,832	
(1) 会誌印刷費	－	1,661,121	－	
(2) 会誌郵送費	－	116,506	－	
(3) 編集委員会費	－	176,541	－	
(4) 編集委員交通費	－	0	－	
2) ニュースレター発行費	0	0		
3) 会員募集費	0	0	0	
4) 会議費	550,000	698,442	△ 148,442	
(1) 総会費	50,000	0	50,000	
1) 総会資料作成費	－	0	－	
2) 総会その他	－	0	－	
(2) 理事会費	250,000	629,020	△ 379,020	
1) 理事会費	－	163,639	－	
2) 理事会交通費	－	465,381	－	
(3) 幹事会費	250,000	69,422	180,578	
1) 幹事会費	－	0	－	
2) 幹事会交通費	－	69,422	－	

自2023年4月1日 至2024年3月31日

支出の部

(単位＝円)

科 目	2023年度	2023年度	増減の対比(A)－ (B)	備考
	執行見込額	実績額		
	(A)	(B)		
5) 委員会活動費	3,250,000	2,967,217	282,783	
(1) 委員会関係費	3,050,000	2,767,217	282,783	
1) 普及・連携委員会費	1,000,000	847,830	152,170	
<1>活動費	300,000	447,830	△ 147,830	
<2>地域イベント助成費	700,000	400,000	300,000	
2) 国際交流委員会費	1,600,000	1,904,032	△ 304,032	
<1>活動費	100,000	0	100,000	
<2>国際シンポ経費	1,500,000	1,904,032	△ 404,032	
3) 情報・サービス委員会費	50,000	0	50,000	
<1>活動費	30,000	0	30,000	
<2>ホームページ管理費	20,000	0	20,000	
4) 将来構想委員会費	10,000	0	10,000	
5) 技術援助委員会費	0	0	0	
<1>活動費	0	0	0	
6) テキスト刊行委員会費	280,000	0	280,000	
<1>活動費	180,000	0	180,000	
<2>テキスト刊行費	100,000	0	100,000	
7) 企画運営委員会費	10,000	15,355	△ 5,355	
8) 災害対応委員会費	100,000	0	100,000	
<1>活動費	100,000	0	100,000	
<2>災害調査費	0	0	0	
(2) 海外派遣費	200,000	200,000	0	
6) 大会費	2,733,000	4,015,377	△ 1,282,377	
(1) 公開シンポジウム	1,000,000	0	1,000,000	
1) シンポ会場費	－	－	－	
2) シンポ会場備品費	－	－	－	
3) シンポ講師謝金（海外）	－	－	－	
4) シンポ講師謝金（国内）	－	－	－	
5) シンポ広報経費	－	－	－	
6) シンポ同時通訳	－	－	－	
7) シンポその他	－	－	－	
(2) 研究発表会	1,000,000	2,892,098	△ 1,892,098	
1) 発表会会場費	－	－	－	
2) 発表会会場備品費	－	－	－	
3) 発表会資料作成費	－	－	－	
4) 発表会広報経費	－	－	－	
5) 発表会その他	－	－	－	
(3) エクスカーション費用	33,000	230,655	△ 197,655	
(4) 大会懇親会費	700,000	892,624	△ 192,624	

自2023年4月1日 至2024年3月31日

支出の部

(単位＝円)

科目	2023年度	2023年度	増減の対比(A)-(B)	備考
	執行見込額	実績額		
	(A)	(B)		
7) 地域研究会費用	1,800,000	1,752,338	47,662	
(1) 講座1費用	-	465,441	-	札幌
(2) 講座2費用	-	23,404	-	仙台
(3) 講座3費用	-	115,139	-	東京
(4) 講座4費用	-	816,160	-	金沢
(5) 講座5費用	-	550	-	大阪
(6) 講座6費用	-	48,889	-	広島
(7) 講座7費用	-	0	-	名古屋
(8) 講座8費用	-	171,775	-	福岡
(9) 講座9費用	-	0	-	福井
(10) 講座10費用	-	66,364	-	富山
(11) 講座11費用	-	0	-	松山
(12) 講座12費用	-	44,616	-	新潟
(13) 講座13費用	-	0	-	那覇
(14) 講座14費用	-	0	-	長野
(15) 講座15費用	-	0	-	岡山
8) Hp整備費	100,000	0	100,000	
9) その他費用(Zoom)	836,080	1,018,600	△ 182,520	
3. 英文誌関連費	158,800	167,600	△ 8,800	
1) LEE購読料支払い	8,800	17,600	△ 8,800	
2) ICLEE事務局維持費	150,000	150,000	0	
4. その他の支出	0	1,007,439	△ 1,007,439	
1) 前払費用	0	606,839	△ 606,839	
2) 源泉所得税預り金	0	61,260	△ 61,260	
3) 返金等	0	339,340	△ 339,340	
当期支出合計	18,947,880	20,597,997	△ 1,650,117	
当期収支差額	0	△ 1,056,760	1,056,760	
経理区分振替額	-	-	-	
当期正味財産増減額	-		-	
前期繰越正味財産額	-		-	
次期繰越正味財産額	-		-	

助成金・寄付金収入									
収入のうち、助成金・寄付金収入は次のとおりである。									
金	沢	助成金	石川県治水協会						100,000円
金	沢	助成金	北陸技術士懇談会						50,000円
金	沢	助成金	北陸地域づくり協会						100,000円
富	山	助成金	北陸技術士懇談会						20,000円
学会本部から各地域研究会への助成金									400,000円
計									670,000円
地域研究会収支									
2023年度地域研究会収支 単位：円									
	2022年度からの繰越金	2023年度決算							
	通帳	※収入	本部助成金	収入合計	支出合計	収支差額	講師謝金源泉所得税(本部支払)	2024年度への繰越額	
	(A)	(B)	(C)	(D=B+C)	(E)	(F=D-E)	α	(G=A+F+α)	
札幌1	121,321	322,500	100,000	422,500	465,441	△ 42,941		78,380	
仙台2	141,626	0	50,000	50,000	23,404	26,596		168,222	
東京3	75,453	0	50,000	50,000	115,139	△ 65,139		10,314	
金沢4	395,240	840,003	50,000	890,003	816,160	73,843	2,552	471,635	
大阪5	409,516	4	0	4	550	△ 546		408,970	
広島6	2,533	0	50,000	50,000	48,889	1,111		3,644	
名古屋7	334,357	2	0	2	0	2		334,359	
福岡8	377,799	129,002	50,000	179,002	171,775	7,227		385,026	
福井9	607,036	0	0	0	0	0		607,036	
富山10	234,017	20,002	50,000	70,002	66,364	3,638	2,042	239,697	
松山11	24,665	0	0	0	0	0		24,665	
新潟12	365,409	2	0	2	44,616	△ 44,614	3,411	324,206	
那覇13	48,747	0	0	0	0	0		48,747	
長野14	91,427	0	0	0	0	0		91,427	
岡山15	850	0	0	0	0	0		850	
地域計	3,229,996	1,311,515	400,000	1,711,515	1,752,338	△ 40,823	8,005	3,197,178	
※収入には、参加費、本部以外の助成金、受取利子を含む。									

財 産 目 録		
	2024年3月31日現在	
	〈 〉は寄付金口を除いた金額	
資産の部		(単位=円)
科 目	摘 要	金 額
現 金	現金計	0
普通預金	三菱UFJ銀行 麹町中央支店	12,329,956
同	三菱UFJ銀行(寄付金口) 麹町中央支店	126,313,194
同	北洋銀行 北七条支店	78,380
同	三菱UFJ銀行 大宮支店	10,314
同	北國銀行 金沢中央支店	471,635
同	みずほ銀行 天満橋支店	408,970
同	広島銀行 大河支店	3,644
同	三菱UFJ銀行 柳橋支店	334,359
同	福岡銀行 渡辺通支店	385,026
同	伊予銀行	24,665
同	沖縄海邦銀行	48,747
同	松本信用金庫	91,427
同	みずほ銀行 岡山支店	850
	通常預金計	140,501,167
		〈14,187,973〉
振替貯金	(事務局) 00140-7-404275	2,671,621
同	(大会口座) 10000-29124981	1,728,662
同	(災害口座) 11380-03835091	725,644
同	(仙台) 02280-8-92496	168,222
同	(福井) 00790-1-100369	607,036
同	(富山) 13270-17520631	239,697
同	(新潟) 11270-14664511	324,206
	郵便貯金計	6,465,088
定額預金	¥5,000,000円×1口+¥2,000,000×2口	9,000,000
定額預金利息	(事務局) 89535861	25,011
	定額預金計	9,025,011
電話加入権	事務局電話	76,440
敷 金	麹町ロイヤルビル405	240,000
	その他計	316,440
		156,307,706
資 産 合 計		〈29,994,512〉
負債の部		
科 目	摘 要	金 額
預 り 金		0
未払い金		0
負 債 合 計		0
		156,307,706
差 引 正 味 財 産		〈29,994,512〉

2024年3月31日現在

(単位：円)

資産の部				負債の部			
科 目		金 額		科 目		金 額	
【流動資産】				【流動負債】			
現	金	0		預	り	金	0
普	通	140,501,167		未	払	い	0
振	替	6,465,088		負	債	合	0
定	額	9,025,011				計	
未	収	入	0				
前	払	費	0				
【固定資産】							
災 害 調 査 引 当 資 金		0					
電 話 加 入 権		76,440					
敷	金	240,000					
				正味財産の部			
				【正味財産】			
				正	味	財	産
						156,307,706	
				(うち正味財産増加額)			
						△ 1,121,076	
				正 味 財 産 の 部 合 計			
						156,307,706	
資 産 合 計				156,307,706			
負債及び財産合計				156,307,706			

2023正味財産	156,307,706
2022正味財産	157,428,782
増減	△ 1,121,076

監 査 報 告 書

規約第 20 条 4 項に基づき、2023 年度（令和 5 年度）決算報告書
において、関係帳簿および証拠書類と対照監査した結果、正確であ
ることを認めます。

2024 年 5 月 17 日

監事 西 浩司 
監事 鳥居 敏男 

2 報告事項

2-1 一般社団法人応用生態工学会の定款（最終案）について

資料－6

令和6年7月1日に設立予定の一般社団法人応用生態工学会の定款（案）について、報告する。
定款作成に至る経緯は、以下の通り。

令和5年総会決議

令和5年9月22日に開催された応用生態工学会第27回総会で議決された第4号議案「一般社団法人への移行案」において、一般社団法人応用生態工学会定款（案）（2023年9月22日案）が提示され、移行の前提として、この定款（案）に基づいて移行手続きを進めること、法人化後は定款に基づいた学会運営を行うこと、会員を対象に定款（案）についての意見募集を行うことが決まった。

意見募集

定款（案）については、弁護士によるリーガルチェックを受けるとともに、理事会での再審議を経た改訂案（2023年12月3日改訂案）が作成され、2023年9月22日案からの変更部を明記したうえで、この改訂案（2023年12月3日改訂案）について、令和5年12月11日から令和6年1月12日まで会員を対象とした意見募集を実施した。
この意見募集に対して提出された意見はなかった。

理事会における再修正

意見募集の後、令和6年2月23日に開催された第130回理事会・第103回幹事会合同会議において、以下の改訂が承認された。

- （1）現在の理事と監事の任期を任意団体と一般社団法人の期間で通算することの記載
- （2）設立時社員、設立時理事、設立時監事の決定
- （3）地域研究会（地区会）設置に関する条文の追加
- （4）基金条項の削除（基金は事業のための借り入れであり、不要なため）
- （5）事務局職員についての記載方法（職員を置くことができると修正）

さらに諸規程の名称変更や策定に伴う整合のための変更及び理事会開催の間隔を実態に合わせて短くする変更を行った定款（最終案）が作成されたので報告する。

本定款（最終案）は、令和6年5月28日に開催された第132回理事会において、承認された。

定款（最終案）

意見募集後の改訂箇所について、比較表を以下に示すとともに、定款（最終案）を別紙－2に示す。

改訂前後の比較表

定款（最終案）	定款（2023 年 12 月 3 日改訂案） 意見募集時のもの
第 2 1 条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規程による。	なし
第 2 8 条 （略） 3 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定めるところによる。	第 2 7 条 （略） 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の費用弁償に関する規程の定めるところによる。
第 3 3 条 通常理事会は、毎事業年度に 2 か月を超える間隔で 2 回以上開催する。 （以下略）	第 3 2 条 通常理事会は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上開催する。 （以下略）
第 4 0 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規程による。	なし
削除	第 7 章 基 金 （基金の拠出） 第 3 9 条 本会は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。 （基金の募集等） 第 4 0 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱規程によるものとする。 （基金の拠出者の権利） 第 4 1 条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することができない。 （基金の返還の手続） 第 4 2 条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般法人法第 1 4 1 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

	(代替基金の積立て) 第43条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。
第10章 地区会 (地区会) 第51条 地域における研究活動、研究成果の普及及び関係機関等との連携の推進のために必要があるときは、理事会は、その決議により、地区会を設置することができる。 2 地区会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。	なし
第52条 (略) 2 事務局には、事務局長を置き、その他所要の職員を置くことができる。	第54条 (略) 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
附 則 1 本会の最初の事業年度は、本会の成立の日から令和7年6月30日までとする。 2 本会の設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。 設立時理事 占部城太郎、清水義彦、東信行、藤田光一、天野邦彦 設立時監事 鳥居敏男、西浩司 3 当会の設立時理事の任期は、法人設立後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。 4 当会の設立時監事の任期は、法人設立後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。 5 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。 住所 ●●●● 設立時社員 占部城太郎 住所 ●●●●	附 則 1 本会の最初の事業年度は、本会の成立の日から令和○年6月30日までとする。 2 本会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。 設立時理事 ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ 設立時代表理事 ○○○○ 設立時監事 ○○○○ ○○○○ (新設) (新設) 3 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。 住所

設立時社員 清水義彦 住所 ●●●● 設立時社員 東信行 住所 ●●●● 設立時社員 藤田光一 住所 ●●●● 設立時社員 天野邦彦 6 本会の設立時の主たる事務所の所在場所は、東京都千代田区麹町四丁目7番地5麹町ロイヤルビル405号とする。 7 本会は、任意団体である応用生態工学会の解散日時点の資産および負債、権利を、すべて承継する。 以上、一般社団法人応用生態工学会設立のため、設立時社員占部城太郎ほか4名の定款作成代理人司法書士落合幸造は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。 令和6年7月1日 設立時社員 占部 城太郎 設立時社員 清水 義彦 設立時社員 東 信行 設立時社員 藤田 光一 設立時社員 天野 邦彦 上記設立時社員5名の定款作成代理人 東京都新宿区北新宿1丁目8番21号鴨石ビル3階 司法書士 落合 幸造	設立時社員 株式会社〇〇 住所 設立時社員 株式会社〇〇 住所 設立時社員 〇〇〇〇 住所 設立時社員 〇〇〇〇 住所 設立時社員 〇〇〇〇 住所 4 本会の設立時の主たる事務所の所在場所は、東京都千代田区麹町四丁目7番地5麹町ロイヤルビル405号とする。 5 本会は、任意団体である応用生態工学会の解散日時点の資産および負債、権利を、すべて承継する。 以上、一般社団法人応用生態工学会設立のため、設立時社員〇〇〇〇ほか4名の定款作成代理人司法書士〇〇〇〇は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。 令和5年〇〇月〇〇日 設立時社員 〇〇〇〇 設立時社員 〇〇〇〇 設立時社員 〇〇〇〇 設立時社員 〇〇〇〇 設立時社員 〇〇〇〇 上記設立時社員5名の定款作成代理人 東京都新宿区〇〇〇〇 司法書士〇〇〇〇
--	---

別紙－ 2 一般社団法人応用生態工学会 定款（案）

一般社団法人応用生態工学会

定 款

一般社団法人応用生態工学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、「人と生物の共存」「生物多様性の保全」「健全な生態系の持続」を共通の目標に、生態学と土木工学の基礎知識及び実際的问题についての研究成果をもとに、両分野の関係者が共同して、それらの境界領域に新しい理論・知識・技術体系である「応用生態工学」を発展・展開させることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 応用生態工学に関する調査・研究活動
- ② 応用生態工学に関する学術講演会、研究会、シンポジウム、講習会、現地見学会等の開催
- ③ 応用生態工学に関する国内外の調査・研究活動、会議に関する情報の収集と伝達
- ④ 応用生態工学に関する調査・研究活動に関する技術援助
- ⑤ 応用生態工学に関する国際的学術交流
- ⑥ 応用生態工学に関する受託事業
- ⑦ 会誌の発行
- ⑧ その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 本会には、次の会員を置く。

- ① 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- ② 学生会員 本会の目的に賛同して入会した個人で、応用生態工学を志し、大学、短期大学、専門学校等の在籍を証明できる者
- ③ 賛助会員 本会の目的事業を賛助する個人又は法人若しくはその他の団体

- ④ 名誉会員 本会及び応用生態工学の発展に大きな功績のあった個人で、理事会の推薦により総会において決定された者

2 本会は、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 正会員、学生会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める会員規程の定めるところにより入会を申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

（会費）

第7条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別に定める会員規程の定めるところにより会費を納入しなければならない。

2 学生会員及び賛助会員は、別に定める会員規程の定めるところにより会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、別に定める会員規程の定めるところによる退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① この定款その他の規則に違反したとき。
- ② 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- ① 第7条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- ② 総正会員が同意したとき。
- ③ 死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

（構成）

第11条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

（権限）

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- ① 会員の除名
- ② 理事及び監事の選任又は解任
- ③ 理事及び監事の報酬等の額
- ④ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 解散及び残余財産の処分
- ⑦ 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- ⑧ その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

（議決権）

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- ① 会員の除名
- ② 監事の解任
- ③ 定款の変更
- ④ 解散及び残余財産の処分
- ⑤ 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- ⑥ その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第18条 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合の正会員は、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び議長が指名する2名以上の議事録署名人がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 正会員は、法令で定めるところにより、前項の議事録の閲覧又は謄写を請求することができる。

(総会運営規程)

第21条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規程による。

第5章 役員

(役員の設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

① 理事 5名以上25名以内

② 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、3名以内を副会長、1名以内を専務理事とすることができる。

4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 4 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
 - 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、理事会において自己の職務の執行状況を報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げないが、連続して2期を超えることができない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第22条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

- 第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

- 第28条 理事及び監事は、無報酬とする。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定めるところによる。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- ① 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- ② 自己又は第三者のためにする本会との取引
- ③ 本会がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 本会は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- ① 業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- ④ 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
- ⑤ 規程の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- ① 重要な財産の処分及び譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 重要な使用人の選任及び解任
- ④ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- ⑥ 第30条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第33条 通常理事会は、毎事業年度に2か月を超える間隔で2回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 会長が必要と認めたとき。
- ② 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- ④ 一般法人法の定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号により監事が招集する場合は、この限りでない。

2 会長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第24条第5項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会運営規程)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規程による。

第7章 会 計

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- ⑥ 財産目録

2 会長は、前項の承認を受けた書類を定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- ① 監査報告
- ② 理事及び監事の名簿
- ③ 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(剰余金の不分配)

第44条 本会は、剰余金の分配を行わない。

(寄附財産の取扱い)

第45条 本会が寄附を受けた財産の取扱いについては、その半額以上を第4条の事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金取扱規程による。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において決議することにより変更することができる。

(合併等)

第47条 本会は、総会において決議することにより、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第48条 本会は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において決議することにより解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第50条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 地区会

(地区会)

第51条 地域における研究活動、研究成果の普及及び関係機関等との連携の推進のために必要があるときは、理事会は、その決議により、地区会を設置することができる。

2 地区会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第52条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置き、その他所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第53条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

第54条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 補 則

（実施細則）

第56条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（法令の準拠）

第57条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

附 則

- 1 本会の最初の事業年度は、本会の成立の日から令和7年6月30日までとする。
- 2 本会の設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。
設立時理事 占部城太郎、清水義彦、東信行、藤田光一、天野邦彦
設立時監事 鳥居敏男、西浩司
- 3 当会の設立時理事の任期は、法人設立後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 4 当会の設立時監事の任期は、法人設立後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 5 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 ●●●●

設立時社員 占部城太郎

住所 ●●●●

設立時社員 清水義彦

住所 ●●●●

設立時社員 東信行

住所 ●●●●

設立時社員 藤田光一

住所 ●●●●

設立時社員 天野邦彦

- 6 本会の設立時の主たる事務所の所在場所は、東京都千代田区麹町四丁目7番地5麹町ロイヤルビル405号とする。
- 7 本会は、任意団体である応用生態工学会の解散日時点の資産および負債、権利を、すべて承継する。

以上、一般社団法人応用生態工学会設立のため、設立時社員占部城太郎ほか4名の定款作成代理人司法書士落合幸造は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和6年7月1日

設立時社員 占部 城太郎

設立時社員 清水 義彦

設立時社員 東 信行

設立時社員 藤田 光一

設立時社員 天野 邦彦

上記設立時社員5名の定款作成代理人

東京都新宿区北新宿1丁目8番21号鴨石ビル3階

司法書士 落合 幸造

2-2 一般社団法人応用生態工学会への会員の移行と会員規程について 資料－7

会員は、任意団体の応用生態工学会の解散後、一般社団法人応用生態工学会会員規程の施行に伴い、現在同様の立場で一般社団法人応用生態工学会の会員となり、会員情報は引き継がれる。ただし、一般社団法人応用生態工学会の会員となることについて、異議を述べた方については、この限りではない。

また、任意団体の応用生態工学会の令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の年会費については、任意団体の応用生態工学会の令和6年4月1日から6月30日分と、一般社団法人応用生態工学会の初年度（令和6年7月1日～令和7年6月30日）の会費として充当する。

以下に、一般社団法人応用生態工学会の会員規程（案）を示す。

一般社団法人応用生態工学会 会員規程（案）

（目 的）

第1条 本規程は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）定款第3章に規定する会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会員の種別及び資格要件）

第2条 本会の会員の種別及び資格要件は、定款第5条の規定に基づき、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- ② 学生会員 本会の目的に賛同して入会した個人で、応用生態工学を志し、大学、短期大学、専門学校等の在籍を証明できる者
- ③ 賛助会員 本会の目的事業を賛助する個人又は法人若しくはその他の団体
- ④ 名誉会員 本会及び応用生態工学の発展に大きな功績のあった個人で、理事会の推薦により総会において決定された者

（入会手続）

第3条 前条第1号から第3号に定める会員の入会の申込みは、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を本会の事務局に提出しなければならない。
- ② 学生会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書のほか、学生証等在学を証明する書類（写しでも可。）を添付し、本会の事務局に提出しなければならない。
- ③ 賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を本会の事務局に提出しなければならない。

2 名誉会員は、理事会の推薦による総会における決定と、被決定者本人の同意をもって名誉会員となる。

- 3 第1項の入会申込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。この場合において、入会を可とするときは、申込者に対してその旨の通知を発した日をもって入会日とする。

(権利義務)

第4条 会員の権利義務は、次項以下に定めるとおりとし、別に定める場合を除き、入会日をもって発生する。

- 2 正会員の権利義務に関する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 総会に出席し、議決権を行使することができる。
- ② 会誌、ニュースレター及び各種案内を受けることができる。
- ③ 研究発表会、ワークショップ、シンポジウム、賛助会員向け講習会、現地見学会、その他関連団体との共催行事等に参加することができる。
- ④ 会費を納入しなければならない。
- ⑤ 総会の決議を遵守しなければならない。
- ⑥ 住所、氏名その他理事会において定める事項に変更がある場合には、速やかに届け出なければならない。
- ⑦ その他定款、規程等に定められるところの権利を行使し義務を負う。

- 3 学生会員には、前項第2号から第7号の規定を適用する。

- 4 賛助会員には、第2項第2号から第7号の規定を適用する。

- 5 名誉会員には、第2項第2号、第3号、第5号から第7号の規定を適用する。

(会費)

第5条 会費は、会員の種別に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

- ① 正会員 年額 6,000円。
- ② 学生会員 年額 2,000円。
- ③ 賛助会員 年額 1口100,000円とし、1口以上とする。
- ④ 名誉会員 会費を納入することを要しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、正会員の入会初年度の会費は、当該正会員の入会日が当該初年度に開催された総会の後であるときは、当該初年度に限り、前項第1号に定める額の半額とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、学生会員が卒業又は修了した後、正会員として入会したときの会費の額は、入会した初年度に限り、第1項第2号に定める額とする。

- 4 会費の納入は前納とする。ただし、特別の理由があるときには、6か月ずつ年2回にて分納することができる。

- 5 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会費の使途)

第6条 会費は、その50%以上を公益目的事業のために使用するものとする。

(会員名簿)

第7条 会長は、法令の定めるところにより会員名簿を作成し、これを事務局に備え置き、適切に管理しなければならない。

- 2 会員名簿は会員種別ごとに整理してこれを作成する。
- 3 会長は、会員名簿の記載事項に変更があったときは、すみやかにこれを行うものとする。

(届出内容の変更)

第8条 会員は、第3条第1項の入会申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更届を事務局に提出しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、所定の退会届を事務局に提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会長は、定款第9条の規定により会員を除名したときは、当該会員であった者に対し、所定の除名通知書を送付しなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 定款第10条第1号及び第2号に規定する事由により会員が資格を喪失したときは、会長は、当該会員であった者に対し、所定の資格喪失通知書を送付しなければならない。

(細則)

第12条 本規程の実施に関し必要な細目的事項は、会長がこれを定める。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 任意団体である応用生態工学会の各会員は、本規程の関係各規定の定めに関わらず、本規程の施行日をもって、それぞれ、本会の正会員、学生会員、賛助会員又は名誉会員となり、会員情報は引き継がれる。ただし、本会の各会員となることについて異議を述べた者はこの限りではない。
- 2 任意団体である応用生態工学会の各会員が、前項本文の規定により、引き続き、本会の会員となる場合において会費の支払を要するときは、初年度の会費は、従前の任意団体に納入した会費をもってこれを充当するものとする。
- 3 本規程は、令和〇年〇月〇日から施行する(令和〇年〇月〇日総会決議)。

現在の会員に関わる規約等と法人化後の会員規程（案）との比較表

応用生態工学会規約および細則における会員関係の条文	一般社団法人応用生態工学会 会員規程（案）における該当部分
（規約第5条） 本会は次の会員をもって組織する。 1 正会員 本会の目的に賛同する個人 2 学生会員 本会の目的に賛同する学生 3 賛助会員 本会の目的事業を賛助する個人並びに法人、またはその他団体 4 名誉会員 本会並びに応用生態工学の発展に大きな功績のあった個人のうちから、理事会の推薦により、総会において決定される。	第2条 本会の会員の種別及び資格要件は、定款第5条の規定に基づき、次の各号に定めるとおりとする。 ① 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人 ② 学生会員 本会の法人の目的に賛同して入会した個人で、応用生態工学を志し、大学、短期大学、専門学校等の在籍を証明できる者 ③ 賛助会員 本会の目的事業を賛助する個人又は法人若しくはその他の団体 ④ 名誉会員 本会及び応用生態工学の発展に大きな功績のあった個人で、理事会の推薦により総会において決定された者
（規約第6条） 会員になろうとするものは、所定の入会手続きを行わなければならない。 （規約細則第2条） 会員になるには所定の入会申込書記入要領により必要事項を記入し、会費を添えて事務局へ提出するものとする	第3条 前条第1号から第3号に定める会員の入会の申込みは、次の各号に定めるとおりとする。 ① 正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を本会の事務局に提出しなければならない。 ② 学生会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書のほか、学生証等在学を証明する書類（写しでも可。）を添付し、本会の事務局に提出しなければならない。 ③ 賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を本会の事務局に提出しなければならない。 2 名誉会員は、理事会の推薦による総会における決定と、被決定者本人の同意をもって名誉会員となる。 3 第1項の入会申込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。この場合において、入会を可とするときは、申込者に対してその旨の通知を発した日をもって入会日とする。

(規約第7条) 会員は細則の定めるところにより会費を納入しなければならない。 2 納入した会費は理由を問わず返還しない。 (規約細則第3条) 会費は前納とする。ただし、特別の理由があるときには、6ヶ月ずつ年2回に分納することができる。 (規約細則第4条) 本会の会費については、次の通りとする。ただし、正会員が当該年度全国大会後に入会する場合は当該年度年会費を半額とする。また、学生会員が卒業又は修了後、正会員として会員を継続した場合の最初の1年は、学生会員の年額とする。 1 正会員 年額 6,000 円 2 学生会員 年額 2,000 円 3 賛助会員 年額 100,000 円 (1口以上) 4 名誉会員は、会費を免除する	第4条 会員の権利義務は、次項以下に定めるとおりとし、別に定める場合を除き、入会日をもって発生する。 2 正会員の権利義務に関する事項は、次の各号に定めるとおりとする。 ① 総会に出席し、議決権を行使することができる。 ② 会誌、ニュースレター及び各種案内を受けることができる。 ③ 研究発表会、ワークショップ、シンポジウム、賛助会員向け講習会、現地見学会、その他関連団体との共催行事等に参加することができる。 ④ 会費を納入しなければならない。 ⑤ 総会の決議を遵守しなければならない。 ⑥ 住所、氏名その他理事会において定める事項に変更がある場合には、速やかに届け出なければならない。 ⑦ その他定款、規程等に定められるところの権利を行使し義務を負う。(後略) 第5条 会費は、会員の種別に応じて、次の各号に定めるとおりとする。 ① 正会員 年額 6,000円。 ② 学生会員 年額 2,000円。 ③ 賛助会員 年額 1口100,000円とし、1口以上とする。 ④ 名誉会員 会費を納入することを要しない。 2 前項の規定にかかわらず、正会員の入会初年度の会費は、当該正会員の入会日が当該初年度に開催された総会の後であるときは、当該初年度に限り、前項第1号に定める額の半額とする。 3 第1項の規定にかかわらず、学生会員が卒業又は修了した後、正会員として入会したときの会費の額は、入会した初年度に限り、第1項第2号に定める額とする。 4 会費の納入は前納とする。ただし、特別の理由があるときには、6か月ずつ年2回に分納することができる。 5 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
--	---

第8条 会員は、退会届を提出することにより退会することができる。	第9条 会員は、所定の退会届を事務局に提出することにより、いつでも退会することができる。
第9条 会員は、次の理由によりその資格を失う。 1 会費を継続して2年以上滞納したとき 2 本会の名誉を傷つけたとき、または本会の目的に反する行為があったとき	第10条 会長は、定款第9条の規定により会員を除名したときは、当該会員であった者に対し、所定の除名通知書を送付しなければならない。 (※定款第9条) 第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。 ① この定款その他の規則に違反したとき。 ② 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 ③ その他除名すべき正当な事由があるとき。 (※定款第10条) 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。 ① 第7条の義務（会費の納入）を2年以上履行しなかったとき。 ② 総正会員が同意したとき。 ③ 死亡し、又は解散したとき。

2-3 その他（一般社団法人設立後に策定を予定する諸規程）

資料-8

2-2で報告した会員規程の他に、一般社団法人設立後には、学会運営のために、以下に示す諸規定を策定する予定である。

これらの規程が策定・施行されるまでの間は、現在の学会において運用されている諸規程が、一般社団法人応用生態工学会においても有効であり引き続き適用されます。

- ・総会運営規程
- ・理事会運営規程
- ・寄附金取扱規程
- ・情報公開規程
- ・役員選出に係る規程
- ・委員会規程
- ・地区会規程
- ・役員、委員等の旅費に関する規程
- ・謝金規程

《 添付資料 》

応用生態工学会 役員名簿 (第 14 期)

添付資料－ 1

(2023 年 9 月 22 日第 27 回総会で選出) (所属・役職は 2023 年 10 月 1 日時点)

〈会 長〉	占部 城太郎	東北大学大学院生命科学研究科 教授
〈副会長〉	東 信行	弘前大学農学生命科学部生物学科 教授
	清水 義彦	群馬大学大学院理工学府 教授
	藤田 光一	国立研究開発法人土木研究所 理事長
〈理 事〉	赤松 良久	山口大学大学院創成科学研究科 教授
	沖津 二郎	応用地質株式会社地球環境部応用生態工学研究所 所長
	小俣 篤	公益財団法人河川財団 業務執行理事
	片野 泉	奈良女子大学研究院自然科学系 教授
	北村 匡	共和コンクリート工業株式会社 代表取締役副社長
	佐藤 高広	株式会社復建技術コンサルタント環境部 部長
	島村 彰	株式会社建設環境研究所大阪支社 取締役支社長
	関島 恒夫	新潟大学農学部農学科 教授
	西廣 淳	国立研究開発法人国立環境研究所気候変動適応センター 副センター長
	平井 秀輝	一般財団法人水源地環境センター 理事長
	光成 政和	一般財団法人日本ダム協会 専務理事
	柳川 晃	いであ株式会社社会基盤本部 特任理事水源地統括
	吉田 丈人	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
	吉村 千洋	東京工業大学環境・社会理工学院 教授
	渡邊 康玄	北見工業大学工学部社会環境系 教授
〈幹事長〉	天野 邦彦	公益財団法人河川財団河川総合研究所 所長
〈副幹事長〉	石田 裕子	摂南大学理工学部都市環境工学科 教授
〈幹 事〉	梅田 信	日本大学工学部土木工学科 教授
	尾花 まき子	中部大学工学部都市建設工学科 准教授
	笠原 里恵	信州大学理学部 助教
	加藤 靖広	日本工営株式会社環境部 次長
	高橋 陽一	一般財団法人日本建設情報総合センター BIM/CIM 普及・推進室長
	千葉 武生	株式会社建設技術研究所 東京本社環境部 部長
	中村 圭吾	国立研究開発法人土木研究所 流域水環境研究グループ長
	樋村 正雄	いであ株式会社東北支店自然環境保全部 グループ長
	布野 隆之	兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科 准教授
	舩田 直樹	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 技術調整官
	丸谷 成	応用地質株式会社地球環境事業部自然環境部 グループリーダー
	皆川 明子	滋賀県立大学環境科学部生物資源管理学科 准教授
	三宅 洋	愛媛大学大学院理工学研究科 教授
〈監 事〉	鳥居 敏男	一般財団法人自然公園財団 専務理事
	西 浩司	いであ株式会社国土環境研究所環境技術部 技師長

応用生態工学会 規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「応用生態工学会」と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を東京都千代田区麹町 4-7-5 麹町ロイヤルビル 405 号室に置く。

第2章 目的・研究活動

(目 的)

第3条 本会は、「人と生物の共存」「生物多様性の保全」「健全な生態系の持続」を共通の目標に、生態学と土木工学の基礎知識および実際的問題についての研究成果をもとに、両分野の関係者が共同して、それらの境界領域に新しい理論・知識・技術体系である「応用生態工学」を発展・展開させることを目的とする。

(研究活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- 1 応用生態工学に関する調査・研究活動
- 2 応用生態工学に関する学術講演会、研究会、シンポジウム、講習会、現地見学会
- 3 応用生態工学に関する国内外の調査・研究活動、会議に関する情報の収集と伝達
- 4 応用生態工学に関する調査・研究活動に関する技術援助
- 5 応用生態工学に関する国際的学術交流
- 6 応用生態工学に関する受託事業
- 7 会誌の発行
- 8 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

- 1 正会員 本会の目的に賛同する個人
- 2 学生会員 本会の目的に賛同する学生
- 3 賛助会員 本会の目的事業を賛助する個人並びに法人、またはその他団体
- 4 名誉会員 本会並びに応用生態工学の発展に大きな功績のあった個人のうちから、理事会の推薦により、総会において決定される。

(入 会)

第6条 会員になろうとするものは、所定の入会手続きを行わなければならない。

(会 費)

第7条 会員は細則の定めるところにより会費を納入しなければならない。

- 2 納入した会費は理由を問わず返還しない。

(退 会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより退会することができる。

（資格の喪失）

第9条 会員は、次の理由によりその資格を失う。

- 1 会費を継続して2年以上滞納したとき
- 2 本会の名誉を傷つけたとき、または本会の目的に反する行為があったとき

第4章 役員

（役員）

第10条 本会に役員をおく。

会 長 1名

副会長 3名以内

理 事 15名以内

幹事長 1名

幹 事 15名以内

監 事 2名

（会長及び副会長）

第11条 会長及び副会長は総会において選出される。

- 2 会長及び副会長の任期は選出されてから、次の改選期までとする。ただし、それぞれについては、再任は連続二期までとする。
- 3 会長及び副会長の改選は2年毎に行う。
- 4 会長は本会を代表してその会務を総括する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はあらかじめ会長が指名した順によりその職務を代行する。

（理 事）

第12条 理事は正会員の中から総会において選出される。

- 2 理事の任期は選出されてから、次の改選期までとする。ただし、再任は連続二期までとする。
- 3 理事の改選は2年ごとに行う。
- 4 理事は理事会を構成し、会務執行のために必要な事項を議決する。

（幹 事）

第13条 幹事長は理事会の推薦により総会において正会員の中から選出される。幹事は理事会において正会員の中から選出される。

- 2 幹事長と幹事の任期は選出された日から次の改選期までとする。ただし、再任はそれぞれについて連続二期までとする。
- 3 幹事長と幹事の改選は2年毎に行う。
- 4 幹事長と幹事は幹事会を構成し、会務執行のために必要な事項を検討する。
- 5 副幹事長は幹事会の推薦により、会長が任命する。

（監 事）

第14条 監事は総会において選出される。

- 2 監事の任期は選出された日から次の改選期までとする。ただし、再任は妨げない。
- 3 監事の改選は2年毎に行う。
- 4 監事は本会の会計および会務執行の状況を監査する。

第5章 会 議

(総 会)

第15条 総会は正会員により構成され、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算、決算
- (3) 役員の選出
- (4) 規約の改正

(5) その他理事会で必要と認めた事項

- 2 通常総会は毎年1回、臨時総会は理事会が必要と認めたときに会長が召集する。なお、正会員は、正会員の10分の1が連名し、議事を明記して会長に臨時総会の召集を申し出ることができる。この場合、会長はその開催について理事会に諮るものとする。
- 3 総会の議長は総会において正会員の中から選出する。
- 4 総会は正会員の1/5の出席によって成立する。
- 5 総会における正会員の議決権は各一個とし、議決は出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 6 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。書面により表決した会員は総会に出席したものとみなす。

(理事会)

第16条 理事会は会長、副会長、理事によって構成され、本会の基本方針の策定および運営に必要な事項を審議する。

- 2 理事会は会長または理事の三分の一以上が必要と認めたときに開くことができる。
- 3 理事会の議長は会長とする。
- 4 理事会の成立には理事現在数の過半数の出席者を必要とする。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席者とみなす。
- 5 理事会の議事は出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 6 幹事長は理事会に出席し意見を述べることができる。
- 7 各委員会の委員長は、必要に応じて理事会に出席することができる。

(幹事会)

第17条 幹事会は幹事長、幹事によって構成され、総会の決定した基本方針および理事会の審議決定に基づき本会の運営を推進する。

- 2 幹事会は幹事長がこれを召集する。
- 3 幹事会の議長は幹事長とする。
- 4 幹事会の成立には幹事現在数の過半数の出席を必要とする。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席者とみなす。
- 5 幹事会の議事は出席者の過半数によって決め、可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 6 各委員会の委員長は、幹事会に出席し意見を述べることができる。

(委員会)

第18条 本会はその運営等のため、理事会の議決を経て、各種の委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員は会長がこれを委嘱する。
- 3 委員の任期は2年を原則とし、4月1日に始まり翌々年の3月31日に終わる。ただし、再任は妨げないものとする。

(分科会)

第 19 条 本会にはその目的達成のため、理事会の議決を経て、各種の分科会を設けることができる。分科会の運営に関しては別に定めるところによる。

第 6 章 その他

(経費および会計)

第 20 条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌 3 月 31 日に終わる。

3 本会の会計処理は事務局がこれにあたり理事会に報告する。

4 理事会は、年度終了後、決算報告を監事の意見を付して総会に提出し承認を受けなければいけない。

(規約の改正)

第 21 条 この規約を改正しようとするときは、総会の議決によらなければいけない。

(付 則)

1. 発足時の幹事については、規約 13 条に係わらず、総会の決議を経て正会員の中から選出する。

2. 本規約は、平成 9 年 10 月 15 日より施行する。

3. 本規約は、平成 11 年 9 月 18 日改正し施行する。

4. 本規約は、平成 13 年 9 月 29 日改正し施行する。

5. 本規約は、平成 14 年 10 月 5 日改正し施行する。

6. 本規約は、平成 16 年 10 月 1 日改正し施行する。

7. 本規約は、平成 17 年 9 月 30 日改正し施行する。

8. 本規約は、平成 18 年 9 月 30 日改正し施行する。

9. 本規約は、平成 19 年 9 月 16 日改正し施行する。

10. 本規約は、平成 20 年 9 月 21 日改正し施行する。

11. 本規約は、平成 22 年 9 月 24 日改正し施行する。

12. 本規約は、平成 24 年 9 月 9 日改正し施行する。

13. 本規約は、平成 27 年 4 月 1 日改正し施行する。

14. 本規約は、平成 30 年 9 月 23 日改正し施行する。

応用生態工学会 規約細則

(細 則)

第1条 本会の運営は、応用生態工学会規約（以下「規約」という。）および本細則による。

(入 会)

第2条 会員になるには所定の入会申込書記入要領により必要事項を記入し、会費を添えて事務局へ提出するものとする。

(会費納付)

第3条 会費は前納とする。ただし、特別の理由があるときには、6ヶ月ずつ年2回に分納することができる。

(会 費)

第4条 本会の会費については、次の通りとする。ただし、正会員が当該年度全国大会後に入会する場合は当該年度年会費を半額とする。また、学生会員が卒業又は修了後、正会員として会員を継続した場合の最初の1年は、学生会員の年額とする。

- 1 正会員 年額 6,000 円
- 2 学生会員 年額 2,000 円
- 3 賛助会員 年額 100,000 円（1口以上）
- 4 名誉会員は、会費を免除する。

(役員の選出)

第5条 規約第11条第1項、第12条第1項および第14条第1項に規定する会長、副会長、理事および監事の選出にあたっては、別に定める次期役員募集・推薦委員会規程に基づいて次期役員募集・推薦委員会を設置し、立候補者の募集、候補者の推薦を行うものとする。

(事務局体制)

第6条 事務局には、理事会の承認のもとに事務局長1名をおく。また、事務局長を補佐する事務局次長をおくことができる。

- 2 理事会の承認のもとに、地域の研究会をおくことができる。各研究会には、連絡責任者をおくものとする。
- 3 研究会の名称は、「応用生態工学会"地域名"」とする。

(細則の改正)

第7条 本細則を改正しようとするときは、理事会の決議によらなければならない。

(付 則)

本細則は、平成9年10月15日より施行する。

本細則は、平成11年6月3日改正し施行する。

本細則は、平成12年10月7日改正し施行する。

本細則は、平成15年6月14日改正し施行する。

本細則は、平成15年9月18日改正し施行する。

本細則は、平成23年2月4日改正し施行する。

本細則は、平成23年8月23日改正し施行する。

本細則は、平成27年6月18日改正し施行する。

本細則は、平成30年6月19日改正し施行する。